

平成29年第 1 回定例会

(第 5 日)

平成29年 3 月16日

平成29年第1回平川市議会定例会議事日程（第5号）平成29年3月16日（木）

午前10時00分開議

- 第1 議案第3号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第4号 平川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第5号 平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第6号 平川市税条例の一部を改正する条例案
議案第11号 平川市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第13号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第14号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第15号 市有財産の減額貸付けについて
議案第17号 平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第18号 平川市久吉たけのこ温泉の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第19号 平川市久吉温泉自然休暇村たけのこの里の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第20号 工事の請負契約について
議案第46号 平成28年度平川市一般会計補正予算案（第4号）
議案第49号 平成28年度平川市簡易水道特別会計補正予算案（第1号）
議案第51号 平成28年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）
議案第52号 平成28年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第53号 平成28年度平川市石郷財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第54号 平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第3号）
議案第55号 平成28年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第56号 平成28年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第57号 平成28年度平川市岩館財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第58号 平成28年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）
- 第2 議案第10号 平川市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例案
議案第16号 市道路線の認定について
議案第50号 平成28年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）
- 第3 議案第7号 平川市運動施設条例の一部を改正する条例案
議案第8号 平川市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第9号 平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例案

- 議案第 47 号 平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案 (第 4 号)
議案第 48 号 平成28年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第 3 号)
- 第 4 議案第 21 号 平成29年度平川市一般会計予算案
議案第 22 号 平成29年度平川市国民健康保険特別会計予算案
議案第 23 号 平成29年度平川市介護保険特別会計予算案
議案第 24 号 平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
議案第 25 号 平成29年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
議案第 26 号 平成29年度平川市学校給食センター特別会計予算案
議案第 27 号 平成29年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
議案第 28 号 平成29年度平川市簡易水道特別会計予算案
議案第 29 号 平成29年度平川市水道事業会計予算案
議案第 30 号 平成29年度平川市下水道事業会計予算案
議案第 31 号 平成29年度平川市広船財産区一般会計予算案
議案第 32 号 平成29年度平川市小和森財産区一般会計予算案
議案第 33 号 平成29年度平川市大坊財産区一般会計予算案
議案第 34 号 平成29年度平川市石郷財産区一般会計予算案
議案第 35 号 平成29年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
議案第 36 号 平成29年度平川市平田森財産区一般会計予算案
議案第 37 号 平成29年度平川市新尾崎財産区一般会計予算案
議案第 38 号 平成29年度平川市新館財産区一般会計予算案
議案第 39 号 平成29年度平川市沖館財産区一般会計予算案
議案第 40 号 平成29年度平川市葛川財産区一般会計予算案
議案第 41 号 平成29年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
議案第 42 号 平成29年度平川市原田財産区一般会計予算案
議案第 43 号 平成29年度平川市館田財産区一般会計予算案
議案第 44 号 平成29年度平川市岩館財産区一般会計予算案
議案第 45 号 平成29年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案
- 第 5 議案第 59 号 平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 60 号 平川市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給条例案
議案第 61 号 平成28年度平川市一般会計補正予算案 (第 5 号)
- 第 6 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	会計管理者	工藤 裕子
副市長	古川 洋文	農業委員会事務局長	谷川 功
総務部長	齋藤 久世志	選挙管理委員会事務局長	對馬 一俊
企画財政部長	芳賀 秀寿	平川診療所事務長	三上 裕樹
市民生活部長	須藤 秀人	碓ヶ関診療所事務長	鈴木 浩
健康福祉部長	松井 靖子	監査委員事務局長	石田 善久
経済部長	白戸 照夫	教育委員会委員長	内山 浩子
建設部長	木村 雅博	教育長	柴田 正人
水道部長	須藤 俊弘	農業委員会会長	柴田 博明
尾上総合支所長	原田 耕一	選挙管理委員会委員長	内山 久人
碓ヶ関総合支所長	工藤 久富	代表監査委員	古川 敏明
教育委員会事務局長	小林 留美子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

去る14日の予算特別委員会におきまして、工藤竹雄委員の質疑に対する答弁漏れがございますので、水道部長より答弁をお願いいたします。
水道部長。

○水道部長
(須藤俊弘)

3月14日の予算特別委員会において工藤竹雄委員より、下水道の新規接続のうち新築に係る設置数のお尋ねがございましたのでお答えします。
平成27年度では、公共下水道で118件のうちアパート2件を含む72件、特定環境保全公共下水道では7件のうち2件、農業集落排水では46件のうち30件、合計で接続件数171件のうち104件となっております。また、平成28年度においては、12月末現在では公共下水道で105件のうちアパート2件を含む68件、特定環境保全公共下水道では6件のうち4件、農業集落排水では30件のうち27件の、合計で接続件数141件のうち99件となっております。私からは以上です。

○議長

日程第1、始めに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

総務企画常任委員会に付託した23件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

総務企画常任委員長。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長
(大川 登議員)

おはようございます。
総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月1日の本会議において付託された議案審査のため、3月3日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には古川 希を採用いたしました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案5件、補正予算案10件、その他案件8件、計23件でございました。なお、提案理由については、各議案ともに本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第3号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、町会等への周知の状況について質問があり、総務部長より、個人情報の取り扱いについては周知を徹底してまいりたい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号平川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、介護休業等による遅出早出の勤務に関して、市民へ負担をかける事態にならないのかとの質問があり、総務部長より、組織で取得する職員をカバーし、配慮したうえで運用していく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、条例の文言の表記について確認があり、総務部長より条例における対象が1歳から1歳6か月に拡大されたためである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平川市税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、グリーン化特例の適用を受けた車両台数についての質問があり、税務課長補佐より、平成28年度の対象車両台数は25%軽減にあたるものが386台、50%軽減にあたるものが119台である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号平川市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、スクールバスの経過年数と総走行距離についての質問があり、学校教育課長より、平成13年購入で総走行距離が約16万キロメートルである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題としました。

これに対し委員より、除雪機械の更新の考え方について質問があり、土木課長より、雪寒法に基づく補助事業で更新しており、雪寒指定路線により除雪機械の台数が定められているため補助事業を活用しての増強は難しく、除雪体制でカバーしていく考えである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号市有財産の減額貸付けについてを議題としました。

これに対し委員より、貸付料の算定根拠についての質問があり、管財課長より、消防署から火災警報装置の制御盤がある部屋には常時人を配置するようにとの指導から、貸付面積が増えるものの、減価償却及び3年間の実績を勘案した結果、減額貸付となっている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号工事の請負契約についてを議題といたしました。

これに対し委員より、本案に対して入札の状況を含めて賛成できない旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号平成28年度平川市一般会計補正予算案（第4号）を議題といたしました。

これに対し委員より、ふるさと納税の各コースの申し込み状況について質問があり、総務部長より、1月31日時点での寄附総額が2億6,900万円であり、来て見て触れて！ひらかわ観光応援コース1,910万円、元気いっぱい！ひらかわっ子応援コース8,060万円、味で勝負！ひらかわ農業応援コース7,180万円、みどり豊かなまち、ふるさと応援コース2,120万円、とにかくひらかわ応援コース7,620万円という内訳である旨の答弁が

ありました。

また、ふるさと納税の返礼品に対する市長の見解について求められ、市長より、知名度が低い平川市を全国にPRする大きな手段であるとしてらえており、当市においては返礼品を寄附額の3割を上限とする基準を設け、この制度の中で今後も取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号平成28年度平川市簡易水道特別会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

これに対し委員より、事業内容の変更についての質問があり、総務部長より、当初予算では東部地区にある4つの簡易水道の認可を廃止し統合するという計画を見込んでいたが、統合によるメリットを再検証した結果、統合し補助事業を活用するよりも辺地債を活用するほうが有益であるとの結論に達し、予算不執行とするため減額補正となった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてから議案第19号平川市久吉温泉自然休暇村向けのこの里の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についての3件を一括議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号平成28年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）から議案第58号平成28年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）の8件を一括議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年3月16日、総務企画常任委員会委員長、大川 登。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから

○議長

討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した議案23件について、一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの23件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

建設経済常任委員会に付託した3件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長
(小野敬子議員)

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月1日の本会議において付託された議案審査のため、3月3日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には赤平 健を採用しました。

当委員会に付託された議案は、議案2件、補正予算案1件、計3件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第10号平川市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正の内容について質問があり、経済部長より、工場立地法の一部改正に伴う改正であり条例の趣旨に変わりはない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、市道路線認定に至る経緯について質問があり、建設部長より、平成22年度から平成27年度にかけて県の事業として整備してきた農道が完成し、県より財産譲与されたことから市道として認定

する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成28年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年3月16日、建設経済常任委員会委員長、小野敬子。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長

建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した議案3件について、一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

教育民生常任委員会に付託した5件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員会委員長登壇）

○教育民生常任委員会委員長
（齋藤英仁議員）

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月1日の本会議において付託されました議案審査

のため、3月3日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には相馬貴弘を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案3件、補正予算案2件、計5件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第7号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案、これを議題といたしました。

これに対し委員より、陸上競技場や多目的広場の使用料の根拠について質問があり、教育委員会事務局長より、ランニングコストを基本とし、面積や使用時間の長さを考慮し1時間当たりの使用料を算出し定めた旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号平川市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案、これを議題といたしました。

これに対し委員より、中学生が現物給付の対象とならなかった理由について質問があり、健康福祉部長より、給付件数が少ないこと、別途システム改修に係る費用が必要となることが対象としなかった理由である旨の答弁がありました。

また、子ども医療費の給付について、これは今後においては対象を中学生まで拡大してほしいとの要望がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、これを議題といたしました。

これに対し委員より、今回の条例改正により対象となる人数について質問があり、健康福祉部長より、当市の地域包括支援センターに配置されている主任介護支援専門員1名である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第4号)、これを議題といたしました。

これに対し委員より、医療費にかかわる保険給付費の増加への対策について質問があり、市民生活部長より、健康福祉部に一体となった健康づくりへの取り組みや頻回・重複医療に対する指導、ジェネリック医薬品の推奨などを実施している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第48号平成28年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第3号）、これを議題といたしました。

当案件は別に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が教育民生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年3月16日、教育民生常任委員会委員長、齋藤英仁。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長

教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

15番、工藤竹雄議員。

○15番

（工藤竹雄議員）

議案第8号について、委員長にお伺いいたします。保護者等への負担軽減を図るため、義務教育を受ける中学生までを対象とする意見、質疑はなかったのかどうか、お伺いします。

○議長

20番、齋藤英仁議員。

○20番

（齋藤英仁議員）

はい、20番。いまの言われたことに対しては、委員会ではありませんでした。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託した議案5件について、一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの5件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、予算特別委員会に付託した議案についてを議題といたします。

予算特別委員会に付託した25件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○予算特別委員会
委員長
(田中友彦議員)

予算特別委員会委員長、登壇願います。

予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長登壇)

3月1日の本会議において予算特別委員会に付託されました平成29年度一般会計予算案始め議案25件について、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

3月1日、議員全員をもって予算特別委員会が組織され、私が委員長に、副委員長には原田 淳議員が選任され、3月9日、13日、14日の3日間、市長始め担当部長、課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議員全員による委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。

議案第21号平成29年度平川市一般会計予算案、議案第22号平成29年度平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第23号平成29年度平川市介護保険特別会計予算案、議案第24号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案の4議案については反対討論があり、起立採決の結果、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号平成29年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案から議案第45号平成29年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの21議案については異議もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会の報告を終わります。

平成29年3月16日、予算特別委員会委員長、田中友彦。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長

予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議案第21号平成29年度平川市一般会計予算案を議題とします。

原案に反対討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

議案第21号平成29年度平川市一般会計予算案に対し反対をします。

平成29年度平川市の一般会計予算案は、歳入歳出ともに196億円であります。近隣の市町村が前年度比軒並みマイナス予算案を立てる中、突出の10.1%増で18億円の増額、平川市になってから最大の予算規模とのことです。第2次平川市長期総合プランの「平川らしさ」に特別枠を設け、市長の公約を始め子育て支援や地域活性化、若者の定住促進、農業・商業への支援など、すべて網羅の予算案と誇っているかのようです。

反対の理由ともなる平成29年度の地方財政計画は、国の社会保障削減路線と歩調を合わせて歳出の抑制が図られており、公共施設等の集約化

や公的サービスの産業化など、新たな行政改革を一段と進めるものとなっています。平川市も、提出議案の説明の中でそのように述べています。施設管理の委託や指定管理などが進み、細部に目が行き届かず事故の発生につながることはないよう一層の注意が必要と危惧する次第です。

また、地方交付税制度の改変が拡大され、まち・ひと・しごと創生事業費の配分には成果による算定が持ち込まれ、成果という成績で交付額を決めるなど、交付税制度の精神に逆行するものとなっています。

人口減少等対策、地域の元気創造事業については、3年間かけて取り組みの必要度に応じた算定から取り組みの成果に応じた算定にシフトすることにも反対です。地域経済が好転しないもとで東京圏は21年連続の転入超過となっていますが、地方の経済、雇用創出がうまくいっていない現状のもと、平川市にとってみても成果算定にシフトする条件はかなり厳しいものと言わざるを得ません。その中で、まちづくり懇談会で出された安全・安心を願う市民要望もたくさん含まれており、手当てをしてくださった担当課には心から感謝を申し上げる次第です。予算審議の中では、果たして成果につながるのかと思う事業もあり、事業運営をする中で個人情報の保護等に対し最大の注意を払うよう申し添えます。

今回、小学校卒業時まで拡大された子ども医療費無料化、通院の部分ですが、子育てしやすさナンバーワンを掲げる平川市としては、やっと、ようやくの感が否めません。全国、県内見ても小学校就学前までの医療費無料化の自治体は数えることが容易な数になり、子どもの医療費無料化は国民運動とともに拡充しています。中学生はあまり病気をしない、医療費を使わないという理由から、中学卒業までの無料化は実現に至りませんでした。財政的に大きく影響することがないのなら、早期に中学卒業までの通院分の医療費無料化の拡大はするべきではないでしょうか。さらに高校生、高校卒業までの拡大も強く望むものです。また、一部償還払いとなっていますが、現物給付に一律化し使いやすい制度にすることが必要ではないでしょうか。

さて、本庁舎建設に関してですが、耐震のための改築には反対ではありません。これまでの庁舎建設に対する進め方、やり方が市当局主導であることや、面積、建設事業費、入札などに対し、これまでの当局の説明ははなはだ不透明なものであります。合併特例債活用の最大の事業は将来の平川市の財政運営に大きく影響をすることから、将来不安を市民に与えていることも確かです。市民目線に寄り添い、十分に納得をしてもらえるように、議会での議論や広く市民の疑義に耳を傾けるべきであると考えています。

これ以上は長くなりますので、これをもって議案第21号平成29年度平川市一般会計予算案に反対をします。以上、討論とします。

○議長

次に、原案に賛成討論の通告がありますので、8番、山田忠利議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

○ 8 番
(山田忠利議員)

山田議員。

議案第21号平成29年度平川市一般会計予算案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

新年度予算は、歳入歳出それぞれ196億円となり、過去最大の大型の予算規模となりました。そのため、将来の財政運営が気にかかる場所がありますが、財政当局の話によりますと実質公債費比率や将来負担比率が健全化判断基準を大きく下回る予定とのことでありますので、大変安心している次第であります。

さて、平成29年度平川市一般会計予算案につきましては、平成29年度がスタートとなる第2次平川市長期総合プランのもと、将来像である「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現に向けて、7つの目指す「平川らしさ」に沿った施策に取り組むこととしており、予算の重点配分がなされております。

なかでも長期総合プランにおける取り組みとして、「魅力あるひとづくり」では、第2子以降の保育料軽減事業の継続に加え、小学生までの医療費完全無料化の実施や、新規事業としてハグメグ応援事業の婚活事業への取り組みなどの事業費が盛り込まれました。このことは人口減少に歯どめをかけ、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めることに、大いに期待されるようになっております。

さらに、「活力あるしごとづくり」や「住み続けたいまちづくり」の取り組みでは、食ラボを拠点とした農業者の所得向上及び食産業の振興、海外に目を向けた観光・交流事業としてのインバウンド事業、当市の立地企業に対する支援対策の事業に係る予算が随所に措置されております。

また、新市建設計画に沿って大型事業が予算計上され、平賀東及び猿賀小学校改築事業や文化センター大規模改修事業、庁舎建設事業の着手として旧平川診療所解体事業を実施するほか、各町会の集会施設改築事業の実施など、市民の要望にこたえた予算となりました。

以上のことから、市民の福祉対策、教育環境の充実を図るためにしっかりと関連予算が確保されたとともに、第2次平川市長期総合プランの実現に向け大胆でかつきめ細かい目配りがされた予算であると確信し、平成29年度平川市一般会計予算案に賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第21号平成29年度平川市一般会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号平成29年度平川市国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第22号平成29年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し反対討論を行います。

平成27年に成立した医療保険制度改革法によって平成30年度から県と市町村の共同運営になるため、今回の予算案は平川市国民健康保険特別会計最後の予算案になります。高過ぎる保険料、担税能力をはるかに超えた制度の抜本的解決なくしての都道府県化となります。

医療費負担の自己負担に月額上限を設ける高額療養制度では、平成29年8月から住民税課税の70歳以上を対象に負担上限額が引き上げられます。年収370万円未満の場合、外来の負担上限額は月額2,000円上がって1万4,000円になり、入院を含む負担上限も1万3,200円増えて5万7,600円になります。

そのほかにも、療養病床に入院する65歳以上の居住費は、1日320円だったものを370円に値上げをします。症状が重い患者にも新たに1日200円の居住費負担が強いられることにもなります。

今後、国保税の引き上げを視野に入れた検討を行うと市は示唆をしておりますが、平成27年度に創設され平成29年度も同額が維持されている支援金や、一般会計からの法定外繰入などを行い、都道府県化移行前の国保税引き上げは絶対に行うべきでないことを強く申し添えて、議案第22号平成29年度平川市国民健康保険特別会計予算案の反対討論とさせていただきます。

○議長

原案に賛成討論の通告がありますので、12番、大川 登議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

○12番

(大川 登議員)

議案第22号平成29年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、高齢化の進展による医療費の増加、被保険者数の減少などにより、その運営については大変厳しい状況にあります。

こうした中で本予算案は、保険税については、被保険者の保険税負担の増加を抑えるため税率を据え置き、財源不足分を財政調整基金から繰入するなど財源確保に努めており、さらに保険税軽減判定所得の基準額を引き上げるなど、保険税負担の軽減に十分配慮したものとなっております。

また、平成30年度の国保の財政運営の県単位化へ向けた準備の年となる本予算案は、県単位化へ向けた準備経費を計上するとともに、被保険

者が安心して医療が受けられるよう医療費総額の確保を最優先とし、健全な財政運営を保ったまま平成30年度の県単位化へ移行できることを考慮した予算でありますから、本予算案に賛成するものであります。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第22号平成29年度平川市国民健康保険特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号平成29年度平川市介護保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第23号平成29年度平川市介護保険特別会計予算案について反対討論を行います。

平成29年度の国の介護保険関連予算は対前年度比で増額とはなっていますが、自然増を削り込んだうえでの増額であり、まことに不十分なものとなっています。加入者割から段階的に総報酬割へ移行することなどが始まり、国は国庫補助の削減をさらに目指しています。

その中で平川市は、第6期事業計画の最終年度、かねてから予定をしていた要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外す総合事業が、いよいよ4月から実施されようとしています。平成29年8月からは、さらに高額介護サービスの一般区分の月額負担上限額を月3万7,200円から4万4,400円へと引き上げます。保険料あって介護なしの実態はますます厳しくなるばかりです。制度の崩壊、負担増を強いる議案第23号平成29年度平川市介護保険特別会計予算案に対し反対をします。

○議長

原案に賛成討論の通告がありますので、5番、山口金光議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

○5番

(山口金光議員)

議案第23号平成29年度平川市介護保険特別会計予算案に賛成の立場から討論いたします。

議案第23号平成29年度平川市介護保険特別会計予算案は、平川市の高齢化率が31%以上と全国平均を大きく超える中、介護を必要とする高齢者、またそれを支える家族が安心して暮らせるために、一人当たり約30

万円余の介護サービスを、さらに重度の場合には一人当たり約180万円の介護サービスを給付する制度を、市民一丸となって一人当たり約6万円の保険料負担をもって適正に運営していくものであります。

この際、現行制度には所得算定方式により負担額が大幅に変動する不安定性があることから、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据えて制度を改善することとしたものであり、一部世代には従来に比べて負担が一時的に不利になることは齋藤律子議員指摘するとおりであります。この不利点は長期的には世代相互間で解消されるものであることから、小異を甘受して他に策なかりしと信じて、第6期介護保険事業計画最終年度となる本案に賛成するものであります。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第23号平成29年度平川市介護保険特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

原案に反対討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第24号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案に対し反対討論を行います。

平成29年4月から、低所得者に対する保険料の軽減措置が縮小されます。所得に応じて支払う所得割は5割軽減から2割軽減に縮小となり、被用者保険加入者の扶養家族から後期高齢者医療制度に移らされた人の保険料の定額部分も、9割軽減だったものを7割軽減に減らします。

以上のように高齢者ねらい撃ちの負担増が含まれていることから、議案第24号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案に反対をするものです。討論を終わります。

○議長

次に、原案に賛成討論の通告がありますので、9番、石田昭弘議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

9番、石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

議案第24号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

本予算案は、後期高齢者の医療費の財源となる保険料について、青森県後期高齢者医療広域連合が定める保険料率によって加入者に負担を求めています。平成20年度の制度発足以来、料率を据え置いてきたことや軽減特例の実施など、加入者負担の軽減が図られてきました。

保険料の軽減特例は制度発足時から継続して実施してきた特例の措置であり、平成29年度からはこの軽減特例の一部見直しが実施されますが、これは加入者の保険料負担の公平性の確保のための見直しであり、公平な財政負担を確保するための予算案であることから、本予算案に賛成するものであります。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第24号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号から議案第45号までの21件について、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの21件について一括議題といたします。

これより討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第25号から議案第45号までの21件について一括採決いたします。

委員長報告は各議案とも原案可決です。

ただいまの21件を委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの21件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、追加提案された議案の審議に入ります。

本日、市長より提出されました議案第59号平川市特別職の職員の給料

等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第60号平川市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給条例案、議案第61号平成28年度平川市一般会計補正予算案（第5号）の3件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件は直ちに審議することに決定いたしました。

議案第59号から議案第61号までの3件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長

（長尾忠行）

本日、追加で提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第59号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案は、市長の給料月額を平成29年4月分から同年8月分までの5か月間、副市長の給料月額を平成29年4月分から同年6月分までの3か月間、ともに10%減額するため提案するものであります。

議案第60号平川市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給条例案については、職員等が公務上の災害または通勤による災害を受け、これにより死亡した場合にその遺族に対して弔慰金を支給し、もしくは障害の状態となった場合にその者に対して見舞金を支給するにあたり必要な事項を定めるため、提案するものであります。

議案第61号平成28年度平川市一般会計補正予算案（第5号）については、歳入歳出それぞれ2,520万円を追加し、予算総額を188億6,176万5,000円とするものであります。補正の内容は、公務災害等死亡弔慰金を新規計上し、その財源としまして財政調整基金繰入金を追加するものであります。

以上が、本日追加提案いたしました各議案の概要であります。議員の皆様には、慎重御審議のうえ原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、議案の説明を終わらせていただきます。

（市長降壇）

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案第59号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第59号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
議案第60号平川市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第60号平川市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給条例案について採決します。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
議案第61号平成28年度平川市一般会計補正予算案(第5号)を議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
18番、田中議員。
- 18番 (田中友彦議員) 18番、田中です。この補正予算ですけれども、例えばいまのこの前に決めた公務災害弔慰金及び見舞金、その条例によりますと、請求しないとだめなようになっているわけですけれども、この補正予算組むにあたり、もう請求されじゅうんですか。
- 議長 総務部長。
- 総務部長 (齋藤久世志) いま田中議員から請求があったのかという御質問ですが、この弔慰金及び見舞金の支給条例は、公務災害の認定があった事実を確認したうえでこの手続きを行うことになりますので、まだその請求はされてございません。
- 議長 18番、田中議員。
- 18番 (田中友彦議員) 請求される前にこの2,520万を追加するというのはちょっと時期尚早っつうか、早いんじゃないですかね。請求されてからでも遅くないと、私

はそのように思うんですけども、その点はどういうふうに考えてます。
6月議会でも間に合うんじゃないんですか、その請求されてからでもと思うんですけども。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

田中議員の御質問にお答えいたします。請求されてからという、そういう考え方もございますでしょうけども、現にそういった事例がですね、発生しておりますし、今回の条例と併せてですね、予算の確保をしておきたいということになります。もしこれが3月31日までですね、請求がなかった場合につきましては予算が不執行になります。年度内では執行できないこととなりますので、改めてまた予算措置をですね、することにはなろうかと思いますが、我々とすれば、そういうふうな事実が発生している以上は予算上は措置しておきたいという思いで、今回上程させていただきました。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第61号平成28年度平川市一般会計補正予算案(第5号)について採決します。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第6、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における常任委員会の継続調査についてを議題といたします。

始めに、議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について各常任委員会で協議のうえ実施していただきたいと思っております。

以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じます。
これをもって、平成29年第1回平川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時51分 閉議及び閉会